

令和4年度第1回利根町総合教育会議 議事録

令和5年1月25日 午後3時55分開会

1. 出席者

【町長】	町長	佐々木喜章君
【教育委員会】	教育長	海老澤勤君
	委員	佐藤忠信君
	委員	石井豊君
	委員	巻島久君
	委員	川上有香君

1. 欠席者

なし

1. 出席事務局職員

【町長部局】	総務課長	青木正道君
	政策企画課長	布袋哲朗君
	財政課長	蜂谷忠義君

【教育委員会】	学校教育課長	中村寛之君
	生涯学習課長	桜井保夫君
	指導室長	丹晴幸君
	生涯学習課長補佐	古山栄一君
	学校教育課長補佐	久野俊秀君
	指導課係長	佐藤敏行君
	学校教育課主任	眞仲幸穂君

1. 協議事項

議題1 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例について

議題2 部活動の地域移行について

議題3 コミュニティ・スクールについて

午後3時55分開会

○学校教育課長（中村寛之君） 定刻前ではありますが、ただいまより、令和4年度第1回利根町総合

教育会議を開会いたします。

初めに、佐々木町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 本日は、お忙しい中、令和4年度第1回総合教育会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。

教育委員の皆様方には、旧年中は大変お世話になりました。本年もよろしくをお願いいたします。

昨年12月の利根町議会定例会において、約8年間、教育委員を務めていただきました長岡委員の後任に、川上有香委員を任命する議案を提出し、全会一致で承認されました。川上委員には、お二人の児童を持つ保護者という目線でのご意見も頂きたいと思っております。期待しております。よろしくをお願いいたします。

さて、令和5年度には、少子化による児童数の減少に対応するため、町内の三つの小学校を統合した利根小学校が開校いたします。これまでとは違うクラスメイトとの授業や、スクールバスによる登下校など、当町の教育環境は大きく変わります。

皆様方には、未来ある子どもたちのために、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本日は、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例について、部活動の地域移行について及びコミュニティ・スクールについて、以上3件の議題が教育委員会より提案されております。

教育委員の皆さんの忌憚のないご意見を出していただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

○学校教育課長（中村寛之君） ありがとうございます。

続きまして、海老澤教育長のご挨拶をお願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） お集まりいただきありがとうございます。

町長の挨拶にもありましたが、今年度初めての総合教育会議でございます。この総合教育会議でございますが、2014年、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って新設された会議でございます。首長たる町長が教育行政に関わって招集する会議でございます。町の最重要計画でございます利根町総合振興計画を参酌しながら、教育方針を定めた利根町教育大綱の策定と並び、教育行政の重点施策について、町長の権限が以前より強く拡大されていると位置づけされている会議でもございます。

今回の議題として三つございます。

一つは、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例についてでございます。これは、町内三つの小学校の統合に伴っての学校を閉じる文小学校、文間小学校の跡地利活用についてご協議をいただきます。

二つ目に、中学校部活動地域移行についてでございます。これは、スポーツ庁、あるいは茨城県教育委員会が示した中学校運動部活動地域移行の現状と課題など協議をいただいて、今後の利根町、利根中学校の部活動地域移行、どうしたら持続可能な形になるかということを探っていきたくと考えています。

三つ目でございますが、コミュニティ・スクールの立ち上げについてでございます。ご承知のように、小学校の統合により、新年度から利根町は、小学校は利根小学校1校、中学校は利根中学校1校となっ

てございます。特に小学校の統合では、地域コミュニティが崩壊してしまうなどと批判の声も頂きました。ある議員の議会の一般質問などでも取り上げられました。統合によって、よりよい地域一体となって、子どもの育ちを育むコミュニティ・スクールを目指すことを教育委員会としても答弁してまいりました。このコミュニティ・スクールとはいかなるものか、どのようにすれば設置していけるのかといった概要を協議いただきます。

それぞれに、町にとっても教育委員会にとっても、重要課題でございます。ご出席の皆様には忌憚のないご意見を頂戴して、よりよく、それぞれの項目が進められますよう、有意義な会議となることを願ってやみません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○学校教育課長（中村寛之君） ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、利根町総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、佐々木町長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） それでは、皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

早速、議題に入らせていただきます。

利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

担当課より説明願います。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、説明につきましては、課長補佐が行いますのでよろしく願いいたします。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 生涯学習課課長補佐の古山です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

お配りさせていただいております利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例等について説明させていただきます。

まず初めに、学校跡地利活用につきまして、条例案、規則の後ろに利根町学校跡地利活用方針、利根町学校跡地利活用計画書を添付しておりますのでよろしく願いいたします。

利根町教育委員会生涯学習課では、利根町学校跡地利活用方針の決定に基づきまして、令和5年度から暫定活用としまして、現在の文小学校、文間小学校の体育館及び運動場を生涯学習課が所管して管理等を行い、学校体育施設開放事業同様に町民の方に広く開放できるよう、3月の定例議会に条例案を上程したいため、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例案になっております。

参考資料の活用方針や計画書の記載にもあるとおり、町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設として開放し、町民のスポーツ団体等が使用できる運動場及び体育館を生涯スポーツ、生涯学習活動を普及、推進する団体へ貸し出しができるよう、また、生涯スポーツ、生涯学習の振興を図り、地域活動の拠点として、また開放することにより、地域の生涯学習活動の場と機会を提供できればと考えております。

それでは、条例案の第1条をご覧ください。

設置でございますが、目的としまして、町民の自主的な活動、交流の促進、生涯学習を図るため地域

間交流、地域振興などを促進する目的で、令和5年度に閉校する学校跡地の文小学校、文間小学校跡地を利用した運動場及び体育館の設置について定めております。

第2条では、下記の表のとおり、旧文小学校、旧文間小学校跡地の体育館及び運動場の名称及び位置についてそれぞれ定めております。

第3条では、体育施設は、利根町教育委員会が管理すると定めております。

第4条第1項では、体育館をあらかじめ利用する際の利用許可や変更について、第2項では、許可の管理上必要があると認めたときの条件を付することができることについて定めております。

第5条第1項の利用許可の制限についてでございますが、第1号から第3号では、2枚目も併せてご覧いただきまして、利用を許可しないことができる条件について、それぞれに定めております。

第6条第1項から第3項では、第4条第1項の許可を受けた利用者の利用義務について、この条例及び規則、許可を受けた条件、指示に従わなければならない必要な条件について定めております。

第7条第1項、第1号から第4号及び第2項では、利用許可の取消し等について、それぞれ必要な条件等について定めております。

第8条では、体育施設の利用料については、学校体育施設開放事業同様に、利用料の無料について定めております。こちらにつきましては、暫定活用期間としまして、令和5年度と6年度を無料として考えておりまして、しかしながら、施設の経費等もかかりますので、利用者の利用料については、現在は学校開放事業同様、無料で行っていきたいと思っておりますが、そちらの調整等も含め、学校跡地の利用状況なども鑑み、関係期間、教育委員会など、利用料につきましては、令和7年度まで改めて検討していきたいと思っておりますので、今後協議していきたいと考えております。

続きまして第9条でございますが、損害の賠償について、体育施設の利用者が、体育施設及び附属する設備等を故意又は過失による滅失、又は損傷した際の損害を賠償しなければならないことなどについて定めております。

第10条では、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則について定めるとしております。

続きまして、次のページの参考資料1をご覧ください、こちらにつきましては、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（案）になっております。規則では、趣旨、利用日及び利用時間、利用者の範囲など、必要な事項、様式も含め添付しております。後でご覧になっていただければと思っております。時間の都合上、この部分の説明については、恐れ入りますが割愛をさせていただきます。

附則といたしまして、条例と規則とも、令和5年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。

○町長（佐々木喜章君） ただいま担当課からの説明がございました。教育委員の皆様からのご質問、ご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ご意見ございませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） これは、小学校跡地の体育館を開放するという条例ですが、器具等は特に貸出

しはしないのでしょうか。例えば、今の利根中での貸出しのように、器具は持ち込みということによろしいのでしょうか。

○町長（佐々木喜章君） 古山課長補佐。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 現在の学校開放事業では、学校に支障のない範囲で、許可をもらって必要な備品等をお借りしている状況でございますが、今後は、体育館やグラウンドにある備品等で利用できるものについては、引き続きお貸しできればと思っております。

○委員（佐藤忠信君） 文小ですが、以前雨漏りしていたところの木材がちょっと傷んでいたようなので、そのあたりの改修もきちんとやってもらえたらなと思っております。

それからもう一つ、利用様式のほうですが、利用者のところで男女と分かれているのですが、男女別の利用者の統計を取るのでしょうか。今、性的マイノリティや LGBT の関係で、男、女で丸を付ける欄がなかったりする書類も出てきているので、こちらは今までの流れでそのままにしているということによろしいのでしょうか。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） そうですね。今までの流れと各関係市町村の条例などを参考にしながら作成しましたが、LGBT の配慮のほうは今後、検討させていただきます。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○町長（佐々木喜章君） ほかにいかがですか。

巻島委員。

○委員（巻島 久君） 確認ですけれども、体育施設の使用料については、暫定期間の間は無料ととなっておりますが、令和 7 年度以降については、有料にすることも含めて検討するという解釈でよろしいですか。

○町長（佐々木喜章君） 古山補佐。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） はい。そのとおりです。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

○町長（佐々木喜章君） そのほかございませんか。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今の発言に付け加えさせていただきますと、特に文小学校につきましては、今度、健康増進施設、複合施設ということで来年度適用しまして、再来年度工事、令和 7 年度から利用開始をしたいということで進めております。

この中にも貸出しスペース等がございますが、このあたりの利用料につきましても、そのときには全てほかの施設と同様に、調整を図りながら決定をしていきたいと思っております。

そのときに体育館のほうにつきましても、今は学校跡地の施設ということで設管条例をつくっておりますが、一つの施設になった場合には、また新たな設管条例をつくるような形になりますので、そのときには利用料のほうにつきましても、再度検討をして、無料ではなくて、受益者負担金を幾らか徴収する方向で検討させていただければと思っております。

○委員（巻島 久君） 教育委員会でも申し上げたのですけれども、他の市町村よりもなるべく体育施設を有効活用してほしいということで、無料をずっと続けてきたという経緯などは十分こちらも承知し

ておりますので、生涯学習課さんが管轄している他の施設との兼ね合いもあるでしょうけれども、有料化のほうに向かっていろいろ方策を考えていく時期かなとは思いますが。

あと、有料化になるとデメリットばかり考えられがちですけれども、いい部分もあると思うので、時間をかけて検討していければと思います。ありがとうございました。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 一つ聞き忘れたのですが、文間小学校の給食室が、未定となっておりますが、まだ特にこの先何に使うかは決まっていない感じですか。

○町長（佐々木喜章君） 布袋課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 学校跡地利活用の協議会の中では、文間小学校のほう、参考資料2のほうを見ていただきますと、総合教育センターを中核とした教育・学習支援施設、2番目に町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設、三つ目に災害時の避難場所の確保ということで、この方針に基づいて施設のほうを改修していくわけなのですけれども。

学校給食室をそのまま給食室として使うということになりますと、衛生管理の部分がなかなか難しいのかなということで。今の時点では、この検討委員会をやったときには、まだ活用の方向は決まっておりません。

ただ、最終的には、町民の方に貸し出しできるような形で、例えばフリースペースみたいに外から入って休憩していただくというような形も考えられますので、そのあたりは設計なり、また今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。施設は使っていると水漏れだったり、ガス漏れだったりに気づいて改修できると思うのですが、使わないでいて知らない間に腐食が進んでしまうと危険ですので、チェックは必要なのかなと思います。以上です。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） ないようでしたら、給食室はこれから活用方法について検討し、有料化についても、ほかの施設とも比べながら、これからどんどん町民の要望も出てくるでしょうから、話し合いながら進めていってください。

続きまして、部活動の地域移行について、担当課より説明願います。

○指導課係長（佐藤敏行君） 指導課係長の佐藤でございます。部活動の地域移行についてご説明いたします。よろしくお願いたします。

利根町において、部活動の地域移行を進める際の名称を運動のスポーツと文化芸術のカルチャーから「すぼかるとね」といたしました。

それでは、利根町地域クラブ活動「すぼかるとね」について、今後の活動案についてご説明させていただきますと思います。

本町におきましては、令和4年度地域部活動推進事業の指定を受け、地域と学校が一体となった持続

可能な地域運動部活動の取組についての研究を進めてまいりました。

また、令和4年7月の利根町教育委員会では、令和4年度地域運動部活動推進事業の概要と実施計画について、教育委員の皆様にご説明をさせていただき、ご理解をいただきました。

本日ご説明させていただく利根町地域クラブ活動「すぼかるとね」の実施においては、当然ながら予算も必要となってまいりますので、総合教育会議に諮り、了承を得た上で今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

初めに、1 ページ、1、地域クラブ活動の動向についてです。こちらについては、事前に資料をお読みいただいているとおりでございますので、割愛させていただきます。

続いて2 ページ、2、令和4年度利根町（利根中学校部活動）の現状と課題についてご説明いたします。

まず(1)現状についてです。現状といたしましては、利根中学校は県の部活動の運営方針に沿った部活動を実施しており、部活動の方針や月の活動計画を学校のホームページで公開し、部活動参加者、保護者への周知徹底及び理解に努めているところでございます。現在、利根中学校には、運動部と文化部を合わせて12の部活動があり、1,2年生206名中、部活動への参加人数は、令和5年1月4日現在で193名と、約94%の生徒が参加しております。

(2)課題についてです。こちらにつきましましては、まず部活動の指導者である教員の課題が散見されます。教員の本務は学習指導であり、部活動における専門性や指導力を中心とした人事を行っている状況ではないため、専門性のない部活動への指導を任されたり、望まない部活動へ顧問として配置されたりする教員がおります。

また、休日の指導を望まない教員が、休日の部活動指導に従事しなければならないといった状況も見受けられます。これは現在、国が推進している教員の働き方改革の視点からも見過ごせず、早急に改善が必要な状況であるといえます。

次に、少子化の問題があります。現在、利根中学校は、生徒数300名を超える中規模校ではありますが、令和6年度以降は生徒数が300名を下回る予定です。さらに、令和10年度からは生徒数が200名前後となり、今後5年間の間で、生徒数は急激に減少していくことが見込まれております。この急激な少子化の状況を踏まえ、学校規模、教員や地域指導者の数に見合った適切な部活動数を検討・設置し、運営していくことが求められております。

続いて3 ページ、3、令和5年度利根町における地域クラブ活動「すぼかるとね」の構想についてご説明いたします。

令和5年度においては、今年度の成果と課題を踏まえ、利根中学校に設置されている文化部を含めた全12の活動を地域クラブ活動「すぼかるとね」として実施していきたいと考えております。

(1)事務局についてです。利根町教育委員会を中心に、部分的な業務をとねワイワイくらぶ、大学生の派遣・管理をウェルネススポーツ大学が行う予定です。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動であり、社会教育法上の社会教育の一環として捉えられています。法的にも、学校教育とは切り離れた活動を行っていくことが求められていることを考えると、今後はより一層、社会教育色を強めた運営

を目指していく必要があります。

(2) 指導者についてです。指導者については、兼職兼業を希望する教員、退職教員、ウェルネススポーツ大学生や地域人材を想定しております。現在、地域移行を進めている状況においては、兼職兼業を希望する教員がいるおかげで、スムーズに地域クラブ活動の運営がなされております。これは間違いございません。

しかしながら、兼職兼業教員については、転退職の関係で継続的な指導が困難であったり、希望の有無により、指導者の確保に見通しを持つことが難しかったりするといった課題もあります。「すぼかるとね」を持続可能な取組としていくためには、積極的な地域指導者の確保及び活用が必要条件であると考えられます。

(3) 参加者についてです。令和5年度においては、利根中学校1年生から3年生までの参加を募ります。地域クラブ活動に引退はありませんので、中学3年生については、続ける意思があれば、年度末の3月まで参加することができます。

また、地域クラブ活動は、学校部活動とは別の活動であるので、現在参加している部活動とは違う活動に参加することができる、これが特徴になります。生徒がやってみたいと思う活動に自由に参加し、生涯にわたってスポーツに親しむきっかけづくりをしていくことができる環境づくりをしていきます。そして、将来的には参加者の幅を広げ、小学生から参加できるようにすることなどが想定されることから、「すぼかるとね」を生涯スポーツ及び地域活性化の懸け橋となるような取組に成長させていくことが求められています。

(4) 費用についてです。当初、令和5年度から令和7年度まで、地域クラブ活動は、改革集中期間として国が大きな予算を計上し、県もそれに続き予算を計上していたところではございますが、令和4年12月になり、急遽、改革集中期間から改革推進期間へと変更され、国の予算は大幅減、県予算もそれに準ずる形となりました。本来であれば、地域クラブ活動は習い事であるので、受益者負担を強いることも必要であると考えます。

しかし、他市町村の動向から、令和5年度については、国と県の予算が見込めない状況ではありますが、受益者負担なしで進めていきたいと考えております。本来の受益者負担分は、来年度の予算として現在町に計上している1,814,000円を充て、「すぼかるとね」の運営費に充当したいと考えております。ただし、令和6年度からは、町からの補助、生活困窮家庭への対応などを熟慮し、受益者負担を発生させた上で「すぼかるとね」の活動を進めていく必要があります。

(5) 令和5年度「すぼかるとね」実施予定日についてです。予算の関係もあり、今年度同様に、各部活動年間20回程度の実施を検討しております。「すぼかるとね」の指導者が日程や活動場所を調整しやすいように、基本的に土、日いずれかの午前中に実施していくことを考えています。

続いて4ページになります。(6)「すぼかるとね」実施上のイメージ図です。全体的な関係はこのような形となっておりますので、ご確認いただければと思います。

最後に、国は令和5年度から令和7年度までを部活動から地域クラブ活動への改革推進期間と位置付けています。今年度の地域運動部活動推進事業により、本事業への足場かけはできている状況ではあり

ますが、今後はよりしっかりと国、県、他市町村や大会、コンクールを主催する各連盟の動向を注視しながら、本町の取組を進めていくことが大切だと考えます。そして、何よりも地域クラブ活動を楽しみにしてくれている子供たちが不利益を被らないような運営をしていく必要があると考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○町長（佐々木喜章君） それでは、教育委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤教育委員。

○委員（佐藤忠信君） 学校部活動の地域移行について、この制度の一番大事なことは、指導者を養成することではないかと思っております。先日、埼玉県の学校の取組で、スポーツ関係の事業をしている会社に委託し、コーチとして来ていただくということを紹介していたのですが、そのときに、指導員の方が子どもたちへの指導方法について教えていました。ですので、指導に当たって大切なポイント等について伝える講習会などを開いて、子どもたちが楽しめるようにしてほしいと思います。

ウェルネス大学もプロモーションの学科があると思うのですが、なかなか指導までは難しいところもあると思います。流通経済大学だと、コーチングやトレーナー養成の講座もありますので、そういった方が指導に来るような仕組みがあってもいいのかなと思いました。スポーツが嫌いになってしまっただけでは、寂しい限りですので。いろいろなスポーツができるというのは、すごくいいことだなと思っておりますので、ぜひ、これを機にいい方向にもって行ってほしいなと思っております。

以上です。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

巻島教育委員。

○委員（巻島久君） 外部の指導者をお願いすると、技術指導に走りがちで、あまり子どもの特徴などは配慮してくれないとか、逆に学校の先生だけに任せると、精神面の指導とか、生徒指導的な指導は充実するけれども、競技力向上という点ではなかなか進展が見られないとかいろいろあるかと思うのです。せっかく外部指導者と学校の職員が協力してやるのであれば、双方のコミュニケーションが一番大事だと思うのですが、具体的にはどのように考えて現場で指導をしているのかを知りたいです。

○町長（佐々木喜章君） 佐藤係長。

○指導課係長（佐藤敏行君） 貴重なご意見ありがとうございます。

地域クラブ活動の目的はあくまで、勝利至上主義ではなくて楽しむことなので、趣味やサークルのように楽しくスポーツを経験しようというイメージで実施されております。

外部指導者と顧問の情報交換ですが、大前提としまして、地域クラブ活動と学校クラブ活動は別物なので、基本的な情報交換は本来、要らないのですが、地域移行の段階的な移行の段階なので、多少のコミュニケーションは取っております。

○委員（巻島久君） その趣旨は外部指導者の方にも徹底されていますか。

○指導課係長（佐藤敏行君） はい、伝えております。保護者も生徒も、それは理解しています。その上で参加したい人は参加してくださいという形になっています。

ただ、今は段階的な移行の状態なので、情報交換は必要かなとは存じておりますので、来年度、そのあたりは意識したいと思います。ありがとうございます。

○委員（巻島 久君） 子どもや外部指導者に趣旨などの徹底を図る意味でいろいろ話合いの場を持ったほうがいいかなと思ったので、お話ししました。学校等に来たときに、顧問と外部指導者で話をしているということであれば、その辺もクリアできるかなと思います。

○町長（佐々木喜章君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 今年初めて利根町の地域クラブ活動は始まったわけですがけれども、利根町でどんな運動部活動を地域移行できるかと考えたときに、やっぱりこのウェルネススポーツ大学をうまく活用したいというのが幹として真ん中にあります。

子どもが減ってきて、確かに難しいところはあるとは思いますが、例えば、ウェルネス大学のジュニアチームを設けてもらって、そこで取手、利根、河内あたりの子どもたちがクラブ活動に参加するのも一つの案としてあります。そういったことを事務局である利根町教育委員会、ワイワイくらぶが大学側と話合いの場を持って、持続可能な形を探っていきたいと考えています。

それから、先ほど佐藤委員もおっしゃっていましたが、はたして人物保証ができるのかと。体罰や暴言の禁止、そういったコーチングに対しての勉強が不十分じゃないかというようなところも懸念されますので、大学側とこれから詰めて改善していきなないというのが本当のところでございます。

以上です。

○指導課長（丹 晴幸君） 最初の佐藤委員からのご意見の指導者講習会なのですが、指導課の佐藤のほうがウェルネススポーツ大学と連携しまして、対象となる学生、それから外部の指導者もウェルネススポーツ大学に集まっていたいて、指導者全体を通して共通の話題になる体罰や暴言、そのほか考えられる生徒とのトラブルを回避するような講習会は実際に行っております。さらに心肺蘇生や、養護教諭にも協力してもらって、中学校生徒の安全のための取組についても指導させていただいています。

さらに細かなトラブルがあった場合には、佐藤のほうがウェルネススポーツ大学の担当者に逐次報告をさせていただいて、学生に関しては、大学の先生から授業の中で指導をしていただいで改善を図っているような状況です。

それから、指導者と先生との情報交換のことについてなのですが、佐藤のほうが、ウェルネススポーツ大学だけではなく、外部指導者ともつながっておりますので、学校からの要望等があれば佐藤のほうから直接伝えるような形で、間に入ってもらいながら、情報の連携ができるような取組も既にしていただいでいるところです。

そして少子化の対応も非常に大きな問題なのですが、これはやはり利根町だけで解決できる問題ではないですので、ウェルネススポーツ大学のほうに行かせていただいで、今後は近隣市町村と合同チームの編成等を視野に入れながら、お互いにアイデアを出し合って考えていきたいと思いますという打合せは既に済んでいるところです。

以上です。

○町長（佐々木喜章君） 佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） ありがとうございます。先ほど、一つ言い忘れたのですが、今、言われたように、事故に対する対処法も、ぜひ指導の中に入れてほしいなと思っております。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありませんか。

巻島委員。

○委員（巻島 久君） 先ほど佐藤先生のほうから、学校でやっている部活動とは違うものをチョイスすることも可能という話を伺ったのですが、現状、違う部活動をチョイスしているお子さんもいるのでしょうか。

○指導課係長（佐藤敏行君） 令和4年度は準備段階ということで、それはできないのですが、令和5年度からは、できるということ、8月の2学期の開始の日に、学年集会で生徒へ「すぼかるとね」の説明をしました。11月にやった第2回目のアンケートでは、30名弱の生徒が、今入っている部活動と違う活動に参加してみたいという回答をもらっています。

地域部活動は、学校の部活動とは違うものを楽しむきっかけや足場づくりというニュアンスなのかなと捉えているところでございます。

○委員（巻島 久君） 学校の部活にはない部活をやるということですね。

○指導課係長（佐藤敏行君） おっしゃるとおり、国のほうも、例えばゴルフや、これからはeスポーツも地域クラブ活動として捉えることもできると思います。

○委員（巻島 久君） ありがとうございます。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） なかなかこれは難しいですね。今までは勝つための部活動だったのですが、今度は趣味のための部活動ということで、担当課は引き続き、部活動の地域移行を進めていただきたいと思います。

続きまして、コミュニティ・スクールについて、担当課より説明願います。

○指導課長（丹 晴幸君） 指導課長の丹でございます。私からは、コミュニティ・スクールについてご説明いたします。お手元の資料に沿いながら説明を始めさせていただきます。

まず、1、はじめににつきましては、資料でご確認をいただき、説明は省略させていただきます。

次に、2、コミュニティ・スクールとはについてご説明いたします。この部分につきましては、読み上げをさせていただきます。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことを指します。学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された協議組織であり、学校と地域が学校運営の目標やビジョンを共有し、共にアイデアを出し合うとともに、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める機関です。

学校運営協議会の主な役割としましては、

①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる

③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることもできるとあります。

ただし、学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではございません。

現在の学校評議員制度における評議員は、校長の求めに応じて個人の意見を述べるのが役割でしたが、学校運営協議会の委員は、協議会の中で教育委員会や校長に対して、「これをやりましょう」や「これはやめましょう」と言える権利を持っているため、地域とともにある学校づくりを推進しやすく、学校・家庭・地域が連携した地域学校協働活動が発展することが期待できます。このように、コミュニティ・スクールを一言で申し上げれば、学校運営協議会を設置した学校となります。そして、コミュニティ・スクールの最大の魅力は、学校・家庭・地域が連携した地域学校協働活動が積極的に展開されることが期待できるところにあります。

次のページをご覧ください。

こちらは、文部科学省が作成した資料を抜粋したものになります。上段の3がコミュニティ・スクールのイメージを図に示したものとなります。

中心に据えられた学校運営協議会が、校長から説明を受けた学校運営の基本方針を承認したり、教育活動に対して、学校や教育委員会に対して意見を述べたりする権利が与えられております。

この協議会の委員の構成につきましては、未定ではありますが、保護者・地域の中から幅広い人材に関わっていただくことで、利根町の小中学校が魅力ある学校になっていくものと考えております。

続きまして下段の4は、地域学校協働活動に関する説明とイメージ図となっております。

地域の中にある様々な人材や団体を教育資源としてとらえ、それらをコーディネートして積極的に学校教育の中に取り込んでいくことにより、学校教育・家庭教育・社会教育が連携・協働して、子供たちを育てていくようなイメージとなっております。

具体的な活動例としましては、既に町内で行われている地固め唄の伝承やボランティアによる読み聞かせなどは、まさに地域学校協働活動と言えます。

こうした活動を積極的に学校教育に盛り込んでいくために、学校運営協議会が中心となって学校と地域を結び付けていくような仕組みを利根町に作りたいと考えております。

さらに、次のページをご覧ください。

5、国や県の動向についてであります。 (1) では、国の法律でもコミュニティ・スクール化を推進することは努力義務になっていること。 (2) では、県内のコミュニティ・スクールが年々増加傾向にあり、令和4年度には、既に県内4分の1の学校がコミュニティ・スクールとなっていることが分かります。

続きまして、6、コミュニティ・スクール化による魅力ある学校づくりについてですが、(1) から(6)の柱建てで、そのメリットをまとめてみました。

この中でも、利根町の場合には、(2)の「義務教育9年間の学びの充実のために」という項目が最も重要であると考えております。令和5年度からの「一小一中」という学校の体制は、利根町の強みで

あると考えます。どの地域に暮らす方々も、義務教育9年間で育みたい子供たちの姿を共通認識し、学校で、地域で、家庭で、それぞれの取組を進めることはもちろん、町民一丸となって子供たちのためになる教育活動を創造していくことができると考えたからです。これは地域の活性化とも密接に結びつくものと考えており、学校だけでなく、地域や家庭にとってもメリットになるものだと期待しています。

さらに、次のページをご覧ください。

利根町における学校運営協議会制度の仕組みをイメージ図にまとめたものになります。

先ほどの文部科学省資料との大きな違いは、利根小学校と利根中学校の二つの学校に対して、一つの学校運営協議会を設置している点になります。実際の会議の場には、学校運営協議会委員だけでなく、利根小学校職員と利根中学校職員がともに参加し、小中学校の職員がお互いの教育方針を語り、相互理解を深め、意見交換をすることで、9年間の義務教育が一層充実していくものと考えております。

この運営協議会の委員には、家庭や地域から様々な立場の方たちに参加をしていただきたいと思えます。そして、そうした委員の方々が窓口となって、利根町の様々な地域活動を学校教育に取り込んでいくような仕組みにしたいと思えます。

図の下にある8では、利根町の学校をコミュニティ・スクール化することによって、新規に開始が期待できる地域学校協働活動の例を挙げさせていただきました。

(1) の教育活動としては、地域合同防災訓練などが挙げられるかと思えます。

(2) の学校支援活動としましては、スクールバス安全見守りボランティア活動や学校花壇整備ボランティア活動などが開始されることを期待しております。

次のページをご覧ください。

今後の取組予定についてです。現在の考えとしましては、令和6年の4月までには、利根町に学校運営協議会を組織し、利根町内の小中学校をコミュニティ・スクール化したいと考えております。

具体的な取組としまして、(1) コミュニティ・スクール指導員の設置を令和5年4月までに行い、①から⑤のような内容で、学校運営協議会を設置するための準備を進めていこうと考えております。

また、学校運営協議会を設置するための準備会として、(2) 学校運営協議会推進委員会を令和5年6月ごろに開催していきたいと思えます。

そのほかにも、保護者や地域人材、地域団体への広報活動や、予算措置も含めた各種規則等の制定、協議会委員の選定や、年間活動計画の作成などに取り組んでいきたいと思えます。

最後になりますが、10、終わりにまとめたように、子供たちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、子供たちの輝く未来をつくるためには、社会総掛かりでの対応が必要であると考えます。小中学校が1校ずつとなる利根町では、学校を核として町民総掛かりで魅力ある教育環境を整えていくことが重要だと考えております。その実現のための仕組みとして、利根町立小中学校をコミュニティ・スクールにしていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長(佐々木喜章君) それでは、教育委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員（佐藤忠信君） よく小学校から中学校に上がるときに、教科書や学び方が違って混乱することもありますので、9年間見られるというのは非常にいいなと思っております。

このコミュニティ・スクールのつくり方というのは、文科省の総合教育政策局学習推進課から出ているのですが、学校評議員の方も、この学校運営協議会の委員として任命されたということで、学年によっては学校運営協議会にシフトしていくということが書かれているのですが、ゆくゆくは学校評議員制度がなくなるということですか。

○指導課長（丹 晴幸君） 現状の考えとしてお話ししますが、学校評議員制度をそのまま残すつもりはありません。ただし、学校評議員の方々は、これまでの学校の変遷を知っている貴重な教育資源だと思っておりますので、ぜひ、この学校運営協議会の委員として引き続きご協力をいただくような形は考えております。

ただ、何名になるかということに関しては、まだ検討している最中なので、今ここではお伝えすることはできません。

○委員（佐藤忠信君） そうすると、中学校の学校評議員、小学校の学校評議員、両方の方がバランスよく入ってという感じではないということですね。

○指導課長（丹 晴幸君） それぞれの学校から評議員を集めようということで、令和5年度は、まだ学校評議員制度が残りますので、利根小学校の学校評議員は、3小学校から何名かずつ集めるような形で組織する予定です。

さらに、今度は利根中学校と利根小学校という形になりますので、それぞれの評議員の中から学校運営協議会のほうに入っていただく形がとれることが理想なのかと思っています。

○教育長（海老澤 勤君） 9番の(2)のところに、令和5年6月ごろに学校運営協議会推進委員会の開催ということがございます。この推進委員会をもって、どのような学校運営協議会がふさわしいのかを話合ってもらうことになっています。人数、あるいは委員の肩書等を検討していきたいと考えています。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありませんか。

○委員（石井 豊君） 9番の今後の取組についてという案なのですが、(1)コミュニティ・スクール指導員の設置ということで、令和5年度4月まであと3か月ほどですが、人材確保のほうはできているのでしょうか。あと、時給が発生するようなので、予算は計上していただいているのかどうかを教えてくださいたいです。

○指導課長（丹 晴幸君） 既に指導員になっていただく方は、教育長のほうに面接をしていただいているということで、候補になっている方がおります。さらに令和5年度の予算のほうも、この金額で計上させていただいております。

○委員（石井 豊君） ありがとうございます。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、担当課にはコミュニティ・スクールにつきまして、進めていただ

きたいと思います。

本日の議題は以上でございますが、皆様からその他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） 本日は貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。

これで令和4年度第1回利根町総合教育会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時5分閉会